

総行行第33号
令和3年2月8日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行に伴う電子契約
における電子署名及び電子証明書等に関する留意事項について（通知）

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について」（令和3年1月29日付け総行行第28号 各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知。以下「局長通知」という。）により、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第4号。以下「改正省令」という。）及び令和2年総務省告示第273号（地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件）を廃止する令和3年総務省告示第18号（以下「廃止告示」という。）は令和3年1月29日に公布及び施行されたこと等を通知しましたが、改正省令及び廃止告示の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体が契約につき契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約記録」という。）を作成する場合に当該電子契約記録に講ずる電子署名及び電子証明書その他のこれに相当する方法（以下「電子証明書等」という。）の運用に関して留意すべき事項を下記のとおりお知らせします。

貴職においては、局長通知及び下記に掲げる事項を踏まえて電子契約記録についていわゆるなりすまし防止対策等の適切な運用を図りつつ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置として、地方公共団体の契約実務における対面手続の見直し等を図る観点から、電子契約記録の導入を積極的に検討する等、適切に対応するとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正省令等の趣旨

(1) 改正省令による改正前の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「旧規則」という。）第12条の4の2第2項に掲げられていた電子証明書は、電子契約記録により契約をする場合において電子情報処理組織を利用するときに電子契約記録に講じられた電子署名が同条第1項に規定する電子署名であることを証明することができると考えられるものとして明確に規定していたものであるが、今般の改正省令は、昨今の一般的な商取引における取扱いとして、利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うものとしている、いわゆる立会人型の電子契約サービス（以下「立会人型電子契約サービス」という。）等が普及してきた現状と今後の更なる情報技術の進展の可能性を踏まえ、地方自治法施行規則において電子契約記録における電子証明書の種類を明示することがかえって地方公共団体の円滑な事務の支障になりかねないとの懸念を排除するため、このような情報技術の進展に弾力的に即応して電子契約記録による契約をすることができる環境を整備することを目的としたものであること。

(2) したがって、旧規則第12条の4の2第2項に掲げる電子証明書を同条第1項に掲げる電子署名の措置とともに送付するとの事務処理の方法についての定めを単に廃止することとしたものではなく、電子契約記録について電子署名とともに講ずべき電子証明書等の種類、内容等については、改正省令による改正後の地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に掲げる電子署名、すなわち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名の解釈として、これらの電子署名として成立するために必要な条件となり得るものかとの観点から判断することとしたものであること。

2. 電子署名法第2条第1項に規定する電子署名であることを証するための電子証明書等

(1) 上記1のとおり、電子契約記録における電子証明書等の種類、内容等については、当該電子署名の成立条件となるものかとの観点から判断されるものであるが、電子契約記録に講じられる電子署名が地方自治法施行規則第12条の4の2に掲げる電子署名であることを証明することができる電子証明書は、旧規則第12条の4の2第2項に規定されていた次に掲げる電子証明書であり、改正省令の施行後においてもなお有効に活用できるものであること。

- ① 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- ② 電子署名法第8条に規定する認定認証事業者が作成する電子証明書で、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第

4条第1号に規定するもの

③ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

④ 地方公共団体情報システム機構が地方公共団体認証基盤において作成する職責証明書

(2) 一方、(1)①から④に掲げる電子証明書以外の電子証明書等については、個別の電子証明書等の種類、内容等を踏まえて個々に電子署名法第2条第1項に規定する電子署名等の成立要件となりうるものかどうかを判断する必要があるが、特に、立会人型電子契約サービスについて電子署名法第2条第1項に規定する電子署名に該当するか判断する際には、別添1の「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省）を参照されたいこと。これを要約すると以下のとおりであるが、詳細は別添1により確認されたいこと。

① 電子署名法第2条第1項の「当該措置（電子署名）を行った者」についての考え方

当該電子署名の作成に当たって、必ずしも物理的に当該措置を利用者自ら行うことが必要となるものではなく、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められるものであること。

② 電子署名法第2条第1項の「当該措置（電子署名）を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」についての考え方

当該電子署名の作成に当たって、必ずしも物理的にかつ一体的に当該措置を利用者自ら行うことが必要となるものではなく、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっている等、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を一つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかなものであること。

3. 電子署名法第3条の規定に基づき真正に成立したものと推定することができるための電子証明書等

(1) インターネット上のなりすましの防止や契約の確定の実効性の確保等の電子契約記録における契約実務の円滑な運用を図る観点からは、電子署名法第3条の規定に基づき真正に成立したものと推定することができる電子契約記録とすることが望ましいものであり、そのためには、2(1)①から④に掲げる電子証明書を併せて送信する方法はなお有効なものであること。

(2) これらの電子証明書以外のものについては、個々の電子証明書等の種類、内容等を踏まえてその有効性が判断されるものであるが、特に、立会人型電子契約サービスにおける電子証明書等の具体的な種類、内容等については、別添2の「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）を参照されたいこと。これ

を要約すると以下のとおりであるが、詳細は別添2により確認されたいこと。

- ① 電子署名法第3条の「これ（電子署名）を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」であるかどうかの判断基準

電子署名法第2条第1項の要件に加えて、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないと認められるものである場合で、以下のいずれの場面においても十分な水準の固有性を満たしているものであること。

i 利用者サービス事業者の間で行われるプロセス

(例) 当該サービスにおいて、利用者が2要素認証を受けなければサービス提供事業者による措置を行うことができない仕組みが備わっていること

ii iにおける利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセス

(例) サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者ごとの個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものであること

- ② 電子署名が「本人によるもの」であるかどうかの判断基準

①の電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであること。

4. 国における取組事例等

国においては、会計法（昭和22年法律第35号）第49条の2第2項及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第28条第3項の規定に基づき契約書が作成されている場合の記名押印に代わる措置として定める電子署名の運用に関する指針として、別添3の「会計手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用にあたっての考え方」（令和3年2月2日付け各府省政策担当部局長あて内閣府規制改革推進室事務連絡）が示されており、特に、同事務連絡において、電子署名法を所管する総務省、法務省及び経済産業省は、契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレーゾーン解消制度（事業者が新事業活動を行う際に、その実施しようとする新事業活動に関する規制法令の解釈及び適用について確認の求めを行うことができる制度）を活用して、個別の民間企業から電子署名法第2条第1項の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの電子署名法第2条第1項への該当性を明らかにするとともに、ホームページ等において一覧性をもって分かりやすく示すとしていることから、各地方公共団体における契約につき電子契約記録による方法を導入する場合等においては、これを参照されたいこと。